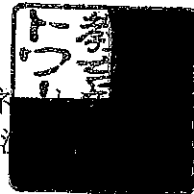


大阪市教育局
教育長 多田勝哉 様

2023年 8月 4日

なにわ人権教育ネ
代表幹事



なにわ人権教育
ネットワーク
浅田正仁

2023年度「なにわ人権教育ネットワーク」教育要求書

1965年8月、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的な課題である。」とした同和対策審議会の答申が出されました。

2016年12月には、現在でも部落差別が存在することを明記し、情報化が進む中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務等を明記した「部落差別解消推進法」が制定されました。

そのような中、「示現舎」を名乗る出版社は、「復刻版全国部落調査」と称して、全国の被差別部落の所在地や部落解放同盟関係者の住所や電話番号、SNSのアドレスなどを承諾なくインターネット上に開示しました。これに対して原告側が、「復刻版全国部落調査」や部落解放同盟関係者の情報をインターネット上から削除することを求め、2021年9月27日の東京地裁に続き、2023年6月28日の東京高裁でも勝訴しました。

1966年11月、大阪市は全国に先駆けて「大阪市同和教育基本方針」を打ち出し、学校教育・社会教育の両面から施策を推進し同和教育の充実に努めた結果、部落差別の解消に向けて多くの成果をあげました。しかしながら、地区児童・生徒の学力実態や生活実態には、今なお厳しいものがあるのも事実です。

2020年12月から2021年1月にかけて実施された、人権問題に関する市民意識調査では、結婚相手や住居を選ぶ際に、部落出身者や部落の地域を避けるといった回答が今なお多くあり、部落に対する忌避意識が依然根強くあります。

2015年、大阪府内をはじめ他府県においても被差別部落や近隣の公営住宅の郵便受けに大量の差別文書が投函されるという事件が発生しました。また、鳥取ループ(示現舎)なるものが、インターネットを悪用し「部落地名総鑑」が誰でも見れる状態にしています。

2018年6月には、グーグルマップにおいて、被差別地域にある鉄道の駅名に「部落」を付すという悪質な差別事件が発生するなど、部落に対する差別意識は未だ解消されておらず、差別事件や差別事象が後を絶たないのが現状です。

浪速区内では、1983年に「大浪橋差別落書事件」、1993年に「場外車券場建設計画に関わる差別投書事件」、1998年に「差別身元調査事件」などの差別事件が発生しました。また、現在においても、差別落書きやインターネット上での差別的な書き込みをはじめ、同和地区かどうかの問い合わせがあるなど、悪質な部落差別事件が起こっています。

これらの差別事件や差別事象は、根強く残る差別意識の典型であり、同和地区住民の生存権をも否定する悪質な人権侵害であります。

浪速地区では、1969年に「浪速同和教育推進協議会」が設立され、同和・人権教育を、学校教育・保育・社会教育、さらに家庭教育も含めたすべての教育の場で進めるとともに、教育環境・条件の整備、職業の安定、社会福祉の向上等にまで及ぶ様々な活動を行ってきました。今後も、浪速同推協が果たしてきた成果を引き継いでいく

ことが大切です。

また、「なにわ人権教育ネットワーク」は、解放教育・同和教育を核とした人権教育・啓発の拡充を中心に、浪速区での差別の実態の根本的な解決を図るため、部落解放同盟大阪府連合会浪速支部や大阪市教職員組合東部支部、地域、保護者と連携しながら、「浪速地区人権・同和教育研究集会」、「浪速・西・港・大正地域人権展」、「8.6 平和・人権・狭山浪速区民の夕べ」、「フレンズカップ オブ ナニワ」など数多くの取り組みを、区内の保育所や小・中学校の教職員、行政職員、そして地区住民とが一体になって進めています。そして、今後もこれらの取り組みを継続することは、人権教育の深化・充実を図り、区内の児童・生徒、住民、地域で働く人々等の差別意識の解消と差別事件の根絶、そして「人にやさしいまちづくり」を推進していくことにつながると考えます。

つきましては、下記の項目について、大阪市教育局委員会として誠意ある回答を示され、具体化されますよう要求いたします。

記

- 1, 学校・保育所・地域で、同和・人権教育を確立するために、「なにわ人権教育ネットワーク」が果たしてきた役割とその成果について、教育委員会としての認識を明らかにされたい。また、今後も引き続き「なにわ人権教育ネットワーク」との協議を行うとともに、支援・協力を図られたい。
- 2, 1965 年 8 月、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的な課題である。」とした同和对策審議会の答申が出された。そして、2016 年 12 月には、現在でも部落差別が存在することを明記し、情報化が進む中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務等を明記した「部落差別解消推進法」が制定された。これらの現状から、今後の同和・人権教育の推進について、教育委員会の方針と具体的方策を述べられたい。
- 3, 2016 年度に施行された、「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、そして、2023 年 6 月 16 日に国会で可決された「LGBT理解増進法」などを踏まえ、同和教育・人権教育の更なる充実を図るために、人権教育推進のための独立した部署を設置すべきと考えるが教育委員会の見解を述べられたい。
- 4, 「大阪市人権行政推進計画」では、学校教育における人権教育の推進として、①人権尊重の視点に立った学校教育を推進する。②人権問題に対する正しい知識と認識を深めるとともに、自らの権利を行使することにもなう責任について理解し、自他の人権をまもり発展させる実践力を育成する教育を進めるとある。教育委員会として、人権行政推進計画における人権教育推進のための取り組みを、実効あるものにするための具体的方策について述べられたい。
- 5, 浪速 5 校は、「差別の現実学ぶ」ことを基本に、被差別の子どもたちの学力向上や解放教育を中心とした人権教育の取り組みをすすめている。これらの取り組みに対する教育委員会の認識を述べられたい。また、「地対財特法」期限切れ後、一般施策を活用した支援や具体的な取り組みについて述べられたい。

- 6, 読本「にんげん」に代わる「人権教育教材集・資料」等が各校園に配信されているが、各校での実践例や活用状況と教育委員会としての今後の具体的方針を示されたい。次に、手引書「大阪の伝統的な文化・産業を生かした教育活動のすすめ方～和太鼓等の活用を通して～」や、絵本「も～お～うしです!」等を使った教育実践について報告されたい。そして、人権教育推進の観点から、浪速の太鼓集団「怒」の実演や太鼓指導を積極的に活用されたい。
- 7, 同和教育推進校について、その名称も含めて、これまで果たしてきた成果と役割、そして今後の課題について明らかにされたい。また、同和教育推進校が、これまで培ってきた同和教育をはじめとする人権教育の取り組みが後退することのないよう、様々な施策を活用した支援を行うとともに、加配も含めた教職員の増員を行われたい。
- 8, 現在、大阪市では、すべての小中学校で給食が実施されているが、栄養教諭については国定数の配置に留まっており、すべての学校に配置されていない。食物アレルギーの子どもへの対応や食教育の重要性から、すべての小中学校に栄養教諭を配置すべきと考えますが、教育委員会の見解を述べられたい。
- 9, 管理職をはじめ新規採用教職員や経験の浅い教職員に対して、人権感覚を身につけるための研修は重要な課題になっている。「大阪市人権行政推進計画」においても、「教職員が子どもたちを取り巻く状況を理解し、より一層人権感覚や豊かな感性を身につけ、資質の向上に努めるために、教職員の人権教育研修体系について、必要に応じて見直しを進め、さらなる充実を図る。」としているが、このことについて教育委員会の認識を述べられたい。また、これまでの差別事件を教訓とし、管理職をはじめすべての教職員に対して、同和教育を中心とした人権研修を積極的に行うべきと考えるが、教育委員会の認識を述べられたい。
- 10, 「浪速人権・同和教育推進協議会」や「浪速地区人権・同和教育研究集会」「皮革産業・文化啓発研究交流集会」が、これまで果たしてきた成果について、教育委員会としての認識を明らかにされたい。また、その活動を今後も継続させるために積極的な支援を図られたい。
- 11, 浪速区では、《地域の子どもは地域で育てる》という考えにもとづき、「フレンズカップ オブ ナニワ」「なにわ子ども人権文化祭」「区長が子どもの声を聞く会」などの取り組みが実施されている。これら地域の取り組みに対する教育委員会の認識を明らかにされたい。また、これらの取り組みをより充実、発展させるためにも、今後も積極的な支援を図られたい。
- 12, 浪速区では、人口の変動により、児童数の増加している学校と減少している学校がある。今後の学校配置の適正化について、教育委員会としての見解を述べられたい。

- 13, 大阪市では、2014 年度より学校選択制を導入しているが、低学力や荒れ、忌避意識などにより課題のある学校を避ける問題も生じている。地域での教育力の向上や通学路の安全面から、子どもは地域で育てるべきと考えるが、教育委員会としての認識を述べられたい。
- 14, 浪速区では、難波支援学校となにわ高等支援学校が、旧栄小学校の跡地に開校している。これにより多くの障がいのある児童・生徒が浪速地区内を通学している。教育委員会として、障がいのある児童・生徒の通学も含めた安全確保についての具体的方策を述べられたい。また、障がい者差別解消のための人権教育・人権啓発をすすめるにあたっての具体的方針を述べられたい。
- 15, 帰国・渡日の子どもたちが、安心して学校生活が送れるために、教職員の人権意識の向上に努められるとともに、日本語指導の必要な子どもの教育センター校(日本語指導教育センター校)の増設や必要な教員の確保に努められたい。
- 16, 平和に関する指導については、過去の歴史的経過を正しく認識するとともに、人権を基本とした平和教育が各学校現場でより一層推進されるべきであると考え、教育委員会の認識を述べられたい。
- 17, 1997 年に起きた浪速区内での児童殺傷事件以降、地域や学校園では登下校をはじめ子どもたちの安全確保に向けた取り組みを継続している。地域の子どもの安全を確保するために、教育委員会としての具体的方策を示されたい。また、地域でのセーフティネットの機能が真に実効のあるものになるよう広範なサポート体制を確立されたい。
- 18, 子どもを虐待から守るために、学校・地域・警察・行政機関が連携し、緊密に連絡を取り合えるようなバックアップ体制が必要と考えるが、教育委員会の認識と具体的方策を述べられたい。また、学校園に通う子どもたちに対する育児や教育の放棄、虐待の実態を早期に把握するために、各校園に児童虐待等に対応する担当者を配置されたい。
- 19, 浪速区では、風俗浄化一掃運動や落書き一掃運動、そして夜間巡視も含めた地域防犯活動など、安心して暮らせる地域をめざす運動が進められているが、一方で、違法ドラッグなどの薬物が売買されるなど、子どもの安全が脅かされている現状がある。子どもたちを犯罪や危険から守るため、教育委員会としての具体的方策を述べられたい。
- 20, インターネットやスマートフォンなど、SNSを利用した様々なトラブルが多発している。子どもを事件・事故から守るため、教育委員会としての見解と具体的方策を述べられたい。
- 21, 今年度の部活動指導員の配置状況及び来年度の配置予定を明らかにされたい。また、部活動指導員に対して、どのような人権研修を行っているのか述べられたい。

- 22, 学校園現場では、「校務支援パソコンの動作が遅い。」や「インターネットの接続に制限がかかる。」など、業務に影響が出ている。これについて、改善も含めて教育委員会としての見解を述べられたい。
- 23, 「特別の教科 道徳」については、これまで大阪市が取り組んできた人権教育の観点から取り組むべきであると考えているが、今後の道徳教育のすすめ方について、教育委員会の認識を述べられたい。
- 24, 公立高校の入試に関する内申書の評価について、大阪市では、中学3年生のチャレンジテストにおいて、各教科の上位者については、評価の書き換えを行うなど問題の多い制度となっている。これについて、教育委員会としての認識と課題について述べられたい。
- 25, 2021 年度より、大阪府小学生新学力テスト「すくすくウォッチ」が実施されている。しかし、大阪市では、「大阪市小学校学力経年調査」や「全国学力学習状況調査」も実施しており、更なるテストの実施は、児童や教職員の大きな負担となっている。これについて、教育委員会の見解を述べられたい。
- 26, 浪速区では、部落差別によって奪われた文字を取り戻すために、「なにわ読み書き教室」（識字教室）が開設されている。しかし、近年、渡日外国人による日本語習得のための受講が増加している。このことについて、教育委員会の認識と具体的方策を述べられたい。
- 27, 大阪市では、過去の反省において、指導要録の評価や所見への記述、出欠等の記入にあたっては、本人の不利にならないよう配慮を行ってきた。しかし、この間、記載内容の変更が行われている。このことについて、教育委員会の認識と考え方について述べられたい。
- 28, 2019 年 1 月 25 日、中教審は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を答申した。これを受けて大阪市は、同年 12 月、「学校園における働き方改革推進プラン」を策定した。そして、2023 年 5 月には、第 2 期「学校園における働き方改革推進プラン」を策定した。教育委員会として、このプランを実行あるものとするための具体的方策を述べられたい。
- 29, 教員の長時間勤務を解消するためには、学校事務職員をはじめ栄養教諭など専門職の加配が必要であると考えているが教育委員会の見解を求める。
- 30, 教員免許更新講習は廃止されたが、文部科学省は、教員研修の記録を義務付けるとしている。教員の研修及び研修記録等については、できるだけ教員の負担にならないようにすべきと考えるが、教育委員会の見解を求める。
- 31, 教特法第 22 条第 2 項に基づく研修については、教員の資質向上を図るため積極的に取得するよう働きかけられたい。

- 32, オンライン学習は、不登校児童生徒や災害時における児童生徒とのコミュニケーションを図る通信機器として重要であるが、各学校園での通信環境が十分でなく、教職員のスキルの問題も解消されていない。通信環境の抜本的な改善と教職員へのサポート体制が必要であると考えるが教育委員会の見解を求める。
- 33, たんの吸引や人工呼吸器、胃ろうといった医療的ケアが必要な子どもたちを支援する「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律法」が、2021 年 9 月 18 日に施行された。医療的ケア児の保育・教育を保障するために、医療的ケア児のいる学校園に看護師を配置すべきと考えるが教育委員会の見解を求める。
- 34, 市立幼稚園に事務職員と管理作業員を配置すること。
また、事業担当主事（補）を増員すること。
- 35, 障がいのある園児がいる市立幼稚園に対して、担当教諭を配置すること。
また、支援を要する園児に対する介助サポーターの勤務日数を大幅に増やすとともに増員を図ること。
- 36, 教員の大量採用により若年層の教員が増え、育児をしながら勤務をしている教員が多くいる。しかしながら、小学校就学以降の育児に関する制度がなく勤務に支障をきたす状況にある。教育委員会として早急に制度改正を行うよう求める。
- 37, 教員採用試験の受験倍率が、ここ数年低迷している。
優秀な教員を採用するための具体的方策を述べられたい。

以上